

平成19年2月 5日から
 受付期間 午後1時30分から午後4時
 平成19年2月 9日まで まで受け付けします。

19年度 給水装置工事(多摩ニュータウン) 請負単価契約発注予定表

東京都水道局 多摩水道改革推進本部

締切予定日	整理番号	業種	工事件名	履行場所	工事概要	契約期間	予定請負者数	申込先	備考
2 9	NT-1	給排水衛生工事	給水装置工事(多摩ニュータウン) 請負単価契約	多摩ニュータウン地区	ア 口径13mmから300mmまでのメータの有効期限満了及び異常に伴う引換え イ 使用中止に伴うメータ取外し、使用開始に伴うメータ取付け ウ メータ位置変更、止水栓設置工事 メータの隔測化工事	平成19年4月1日 から 平成20年3月31日 まで	4者程度	多摩ニュータウン水道事務所工務係 電話 042-371-1291	・資格要件を満たさない方の申込みはできません。 ・申込み後に資格要件を満たさないことが判明した場合、申込みは無効となります。 ・資格要件については、「平成19年度給水装置工事(多摩ニュータウン) 請負単価契約の指名競争入札参加申込案内」を参照してください。

1 平成16年度から、新システムを導入しているため、工事施工内容等の報告はパソコンで作成し、フロッピーディスクで提出していただきます。

(別紙3)「工事系システムの導入に伴う請負者の動作環境の整備について」参照)

注1 申込受付日時は、平成19年2月5日(月)から平成19年2月9日(金)までの午後1時30分から午後4時までです。

注2 工事申込の際には、必ず平成17・18年度の東京都受付票(原本)及び平成19・20年度東京都受付票の両方を提示してください。
 なお、申込み時点では、平成19・20年度の東京都受付票に実印の押印及び印鑑証明書(正本)の貼付がなくても差し支えありません。
 業種の資格、等級及び順位格付は、平成17・18年度のものを利用します。

注3 17・18年度及び19・20年度資格申請時の「関係する会社」に該当する会社同士で同一の案件に申込みをすることは出来ません。

注4 単価契約調査表の記入及び提出書類等に不備のないようご注意ください。

注5 内容に変更がある場合があります。

注6 工事内容に関する問い合わせ先 多摩ニュータウン水道事務所工務係(電話042-371-1291)

**平成19年度 給水装置工事(多摩ニュータウン)請負
単価契約の指名競争入札参加申込案内**

東京都水道局の事業所（多摩ニュータウン）で施工する、「給水装置工事（多摩ニュータウン）請負単価契約」の工事請負単価契約の申込みを希望する方は、下記により「工事希望票兼予定監理技術者等調書」に必要事項を記入し多摩ニュータウン水道事務所に提出してください。

1 工事概要

整理番号	工 事 件 名	工 事 概 要
NT-1	給水装置工事(多摩ニュータウン) 請負単価契約	口径13mmから300mmまでのメータの有効期限満了及び異状に伴う引換え、使用中止に伴うメータ取外し、使用開始に伴うメータ取付け、メータの位置変更、止水栓設置工事、メータの隔測化工事

※ 多摩地区でサービスステーションの給水装置工事単価契約を申込みする会社は、参加できません。

※ 「関係する会社」に該当する会社同士で同一の案件に申込みをすることはできません。（別紙4「関係する会社」について参照）

2 申込みに必要な資格要件等

表1「平成19年度給水装置工事(多摩ニュータウン)請負単価契約の指名競争入札参加資格」のとおり

平成16年度からは、新システムが導入されているため、入力帳票等の作成はパソコンで行っていただきます。別紙3「工事系システムの導入に伴う請負者の動作環境の整備について」参照

表1 平成19年度給水装置工事(多摩ニュータウン)請負単価契約の指名競争入札参加資格

東京都 建設工事等競争入札参加資格	業種〔09給排水衛生工事〕の有資格者であること。 平成17・18年度の受付票（原本）及び平成19・20年度の受付票の両方を提示してください。なお、申込み時点では、平成19・20年度受付票に実印の押印及び裏面に印鑑登録証明書（正本）の貼付がなくても差し支えありません。業種の資格、等級及び順位格付は、平成17・18年度のものを用います。 資格申請時の「関係する会社」に該当する会社同士で同一の案件に申込みをすることは出来ません。
建設業の許可	管工事業の許可を受けていること。
経営事項	管工事業の経営事項審査を受けていること。また、経営不振の状態にないこと。
指定事業者	東京都指定給水装置工事業業者としての指定を受けており、かつ、平成19年4月1日現在において東京都又は他の水道事業者の指定を受けた日から引き続き2年以上経過していること。（平成17年4月1日以前から）
業務体制	契約履行開始時までに契約履行区域内へ速やかに到着することが可能な体制を確保していること。 工事系システムを導入していることから、入力帳票等の作成はパソコンで処理する必要がある。よって、契約履行開始時までに、別紙3「工事系システムの導入に伴う請負者の動作環境の整備について」のとおり動作環境を整備すること。
必要資格者数等	① 現場代理人 1名 ② 主任技術者 1名以上 ③ 給水装置工事主任技術者 1名以上 注1 各資格者については、本案件公表時点で常用雇用していること。ただし主任技術者に限り、本案件の申込時点で3ヶ月以上前から雇用関係にあること。 注2 資格者は、1契約のなかで、同一人物が兼務することは認められない。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。

	<p>注3 ①②は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約と兼ねることはできない</p> <p>注4 ③は、複数の契約に申込みする場合においても、1名以上常用雇用していれば兼務することができる。ただし、必要のつど現場に配置させること。</p> <p>注5 主任技術者に該当する者は、次のとおり 建設業法第27条に定める監理技術者、建設業法第7条第2項イ、ロ、ハ、に該当する主任技術者、申込時点で給水装置工事主任技術者の資格習得後1年以上の実務経験を有するもの。</p>
工事实績及び技術力の資格要件	申請年度を含む過去5年間のいずれかに、口径50mm以上のメータ引換工事又は、口径75mm以上の铸铁管の給・配水管布設等工事实績がある者。

3 提出書類等

(1) 受付時に提示していただくもの

① 「平成17・18年度東京都受付票」(原本)

※ 実印の押印及び裏面に実印の印鑑登録証明書の貼り付けてあるもの

※ 代理人印若しくは使用印の欄がある場合は代理人印若しくは使用印の押印があること。

《注意点》

代理人印、使用印を届けている場合は、提出書類に代理人印、使用印を必ず使用してください。

② 「平成19・20年度東京都受付票」

※ 申し込み時点では実印の押印及び裏面に実印の印鑑登録証明書の貼り付けが無いものでも差し支えありません。

(2) とじ込んで提出していただくもの

①～⑨の書類を提出してください。提出部数は1部です。とじ込み方は、別紙5「提出書類のとじ方」を参照してください。

① 「工事希望票兼予定監理技術者等調書」(原本) (東京都様式：東京都弘済会で販売)

※ 配置予定技術者欄の記入は不要です。

② 調査票

別紙1 「平成19年度給水装置工事(多摩ニュータウン)請負単価契約調査表」(原本)

○ 「常用雇用者」は、申込みをする工事に従事する全員を記入してください。

③ 「東京都指定給水装置工事事業者証」又は「他水道事業者の指定給水装置工事事業者証」の写し

④ 「建設業許可証明書」又は「建設業許可通知書」の写し

⑤ 「総合評定値通知書」の写し

○ 申込時において有効なもの。

○ 複数ある場合は審査基準日が直近のもの。申請中の場合は、更新申請書の写しを提出し、更新処理後に提出してください。

⑥ 主任技術者としての資格を証明する書類

○ 監理技術者資格者証の写し

○ 建設業法第27条に定める技術検定の合格証明書(施工管理技士、技術士等)の写し

○ 建設業法第7条第2項イ、ロに該当する主任技術者の場合は経歴書

⑦ 「給水装置工事主任技術者免状」の写し又は「給水装置工事主任技術者証」の写し

ただし、資格取得後1年以上の実務経験を有する。

⑧ **各資格者の「雇用保険被保険者証(失業保険被保険者証)」及び「健康保険被保険者証」の写し**

- ※ 保険者証の写しは、資格者が常用雇用であることが確認できるように会社名と個人名が併記されていること。なお、保険者証で確認できない会社役員については、平成18年9月1日以降発行の「登記簿謄本」の写しを添付していただきます。
- ※ 65歳以上の資格者については、貸金台帳及び納税証明書(会社控)により後日確認いたします。(年度の途中で貸金台帳等により雇用状況を確認する場合があります。)

⑨ **資格者写真台帳**

別紙2「平成19年度給水装置工事(多摩ニュータウン)請負単価契約資格者写真台帳」を提出して下さい。

- 各資格者の顔写真(3か月以内に撮影したカラー写真)を貼付してください。

(3) とじ込まないで申込み工事に提出していただくもの

- ① (2) の「**工事希望票兼予定監理技術者等調書**」の写し
- ② (2) の別紙1「**平成19年度給水装置工事(多摩ニュータウン)請負単価契約調査表**」の写し
- ③ **別紙2「平成19年度給水装置工事(多摩ニュータウン)請負単価契約資格者写真台帳」**
(2) ⑨でとじ込むもののカラーコピーでも結構です。ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限ります。

4 注意事項

- (1) 登録した資格者については、単価契約工事専用の腕章等の着用を義務づけます。
- (2) 工事現場ごとに必要な資格者については、常駐を義務づけます。

5 申込受付日

平成19年2月 5日(月)～平成19年2月 9日(金)
午後1時30分から午後4時00分まで
提出書類等が整い次第早めの来所をお願いします。

6 申込先等

【申込先】	
水道局多摩ニュータウン水道事務所工務係	多摩市山王下1-17 2F
電話	042-371-1291
【工事内容に関する問合わせ先】	
水道局多摩ニュータウン水道事務所工務係	多摩市山王下1-17
電話	042-371-1291

問い合わせ時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:00

平成 19 年度給水装置工事（多摩ニュータウン）請負単価契約調査表

原本 1 部を作成の上、「写し」を申込み工事数だけ作成し、原本は工事希望票などと共に
つづり込みます

整理番号	契 約 件 名
NT - 1	給水装置工事（多摩ニュータウン）請負単価契約

ふりがな 商号又は名称				
ふりがな 代表者名	(印)			
所在地 電話・面積	〒	電話 ()	事務所面積	m ²
資材置場 所在地・面積	所在地	置場	m ²	
建設業許可	知事・大臣 ()	第	号	
	許可業種 (で囲む) 土 と ほ 水 管 その他 ()			
資本金	千円	創業年月	明治・大正・昭和・平成 年 月	従業員 名
指定給水装置工事事業者	東京都の指定	指定番号 第	号 (指定日 昭和・平成	年 月 日)
	他の水道事業者の指定	指定番号 第	号 (指定日 昭和・平成	年 月 日)
東京都水道局建設工事等 入札参加資格	受付番号 第	号		
	業種及び格付順位	09 [給排水衛生工事]	-	
ふりがな 記入担当者名	連絡先 ()			

注 印の部分は代理人印若しくは使用印を届けている場合は、代理人印、使用印を必ず使用してください

現場代理人及び主任技術者は、申込み工事ごとに専任で配置してください。

現 場 代 理 人		
契 約 件 名	ふりがな 氏 名	勤務 年数
給水装置工事（多摩ニュータウン） 請負単価契約		年

主 任 技 術 者				
契 約 件 名	ふりがな 氏 名	勤 務 年 数	取 得 年 月	証 書 番号等
給水装置工事（多摩ニュータウン） 請負単価契約		年	昭和・平成 年 月	
給水装置工事（多摩ニュータウン） 請負単価契約		年	昭和・平成 年 月	

給水装置工事主任技術者										
1	ふりがな		勤務年数	取得年月	免状番号	ふりがな		勤務年数	取得年月	免状番号
	氏	名				氏	名			
1			年	昭和・平成 年 月		3			昭和・平成 年 月	
2			年	昭和・平成 年 月		4			昭和・平成 年 月	

常用雇用職員(資格者以外)											
1	ふりがな		勤務年数	ふりがな	勤務年数	ふりがな		勤務年数			
	氏	名				氏	名		氏	名	
1			年	5			年	9			年
2			年	6			年	10			年
3			年	7			年	11			年
4			年	8			年	その他		人	

資機材自社保有量（常時リースを含む）及び調達時間							
資機材	項目	自社保有量	調達時間	資機材	項目	自社保有量	調達時間
砂		m ³	時間	セフティーコーン		個	時間
砕石		m ³	時間	バリケード		個	時間
常温合材		m ³	時間	酸素濃度測定器		台	時間
カッター（20cm以上）		台	時間	酸欠等安全器具		式	
カッター（20cm以下）		台	時間	発電機		台	時間
小型トラック		台		ランマー、タンパ		台	時間
バックホー（小型）		台	時間	照明灯		個	時間
バックホー（大型）		台	時間	回転式又は点滅式		個	時間
ジャンボブレーカー		台	時間	黄色注意灯		個	時間
ブレーカ		台	時間	カラーコーン（社名入）		個	時間
コンプレッサー		台	時間	キールカッター		台	時間
クレーン装置付きトラック		台	時間	工事標示板（大）		枚	時間
クレーン車		台	時間	工事標示板（国道用） （高輝度反射）		枚	時間
ダンプトラック		台		工事標示板（内照式）		枚	時間
ベルトコンベア		台	時間	工事予告板		枚	時間
水中ポンプ3吋		台	時間	迂回案内板		枚	時間
水中ポンプ4吋		台	時間	警戒標識		枚	時間
木矢板 （腹起・梁材含む）		枚	時間	鋼矢板		枚	時間
ライトバン		台		覆工板（軽量）		枚	時間
軽トラック		台		自社で施工できる1日 当たりの舗装面積	簡易舗装	m ²	
ベンダー加工機		台			中級舗装	m ²	
サドル分水栓用穿孔機		台			高級舗装	m ²	
割丁字管用穿孔機		台			特殊舗装	m ²	

資機材をリースしている場合は（リース）と記入してください。

工事系システムの導入に伴う動作環境の整備		
		チェック欄
1	既に整備済み	
2	契約履行開始時までには整備する	

1又は2のチェック欄にチェックして下さい。

水道局使用欄

申請受付欄	
-------	--

平成 19 年 月 日

平成 19 年度給水装置工事（多摩ニュータウン）請負単価契約
資格者写真台帳

所在地

請負者名

代表者名

印

整理番号

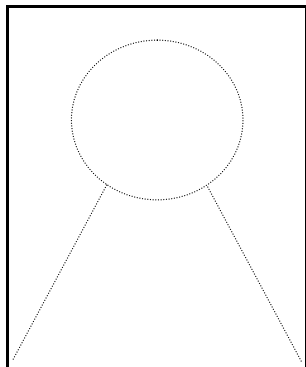
契約件名

注意事項

- 1 申し込む工事ごとに2部づつ作成します（用紙を複写して使用してください。ただし、うち1部はカラーコピーでも差し支えありません。）。給水装置工事主任技術者など複数の工事で兼ねることが認められる場合でも、各工事ごとに写真の貼付と記名をお願いします。
- 2 写真は、カラーで3ヶ月以内に撮影したものに限りです。
- 3 資格者の顔が完全に判別できるものに限りです。
- 4 一つの資格が2名以上になる場合は、右余白に貼付してください。（別葉とすることも可）
- 5 同一人が複数の資格を兼ねる場合は、写真は1枚だけ貼り、他の資格は名前のみ記入でもかまいません。
（名前は必ず記入してください。）
- 6 押印（工事希望票及び調査表と同じもの）を忘れないでください。

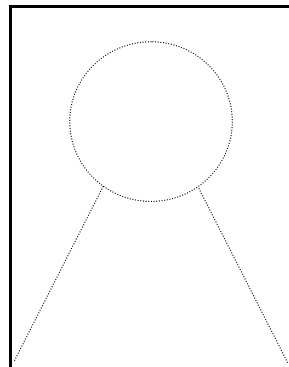
現場代理人

氏名



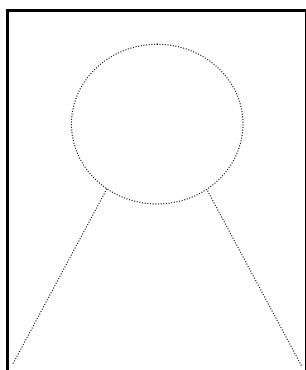
主任技術者

氏名



給水装置工事主任技術者

氏名



工事系システムの導入に伴う請負者の動作環境の整備について

1. 最低限必要な動作環境

必要動作環境

OS	Windows2000・WindowsXP
CPU	Pentium (233MHz) 以上
メモリ	128MB以上
ハードディスク容量	Cドライブ 300Mbyte以上
Office	MicrosoftOffice2000 / MicrosoftOfficeXP
解像度	1024 × 768
周辺機器	フロッピーディスクドライブ、CD-ROMドライブ (インストール時に使用)

2. 推奨する動作環境

推奨クライアント動作環境

OS	Windows2000
CPU	Pentium4 (2.0GHz) 以上
メモリ	512MB以上
ハードディスク容量	Cドライブ 300Mbyte以上
Office	MicrosoftOfficeXP
解像度	1024 × 768
周辺機器	フロッピーディスクドライブ、CD-ROMドライブ (インストール時に使用)

3. 工事系システムにおいてシステム動作保証を行う場合の前提条件

購入当初にメーカー保証が存在するPCであること。(メーカー保証有効期限が切れてインストールしても問題はありません。)

メーカー保証されていないハードウェア改造を行っていないPCであること。

Y2K (2000年問題) 等各種ベンダ提供対策が実施済みのソフトウェア (OS他) 及びハードウェア (BIOS他) であること。

マイクロソフト社より提供される、OS及びOfficeのセキュリティパッチを適切に適用したPCであること。

マイクロソフト社のサポート打ち切りに伴い、Windows 98, 98SE, Windows NT, Windows Me及びMicrosoft Office 97は動作保証外となります。

Windows Vista及びMicrosoft Office 2003, Office 2007は動作保証外となります。

アクティブデスクトップ設定では、動作が不安定になる場合があることをご了承ください。

何らかのアプリケーションを追加することにより、工事系システムが不安定になる場合があることをご了承ください。

- ⑨ 工事系システムをインストールする事により、対象PCの上で動作している他のアプリケーションが不安定になる場合があります。

リカバリーCD等のバックアップを作成の上、インストール願います。

- ⑩ 「水道局電子入札システム」を使用しているPCでも動作可能です。

「関係する会社」について

※ 「関係する会社」とは、以下の条件のいずれかに当てはまる会社の中で、**東京都の建設工事等競争入札参加資格を有する会社**です。

【関係する会社の定義】

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ア. 親会社と子会社の関係にある場合
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ウ. ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

【注意】

- (1) ア、イについては、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
- (2) ウ①については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

【役員 の 定義】

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
 - ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く）
 - ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、申請の対象となります。
- ※ 「取締役」には、社外取締役・非常勤取締役も含まれますが、委員会等設置会社における取締役は含みません。
- ※ 「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しません。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

注意

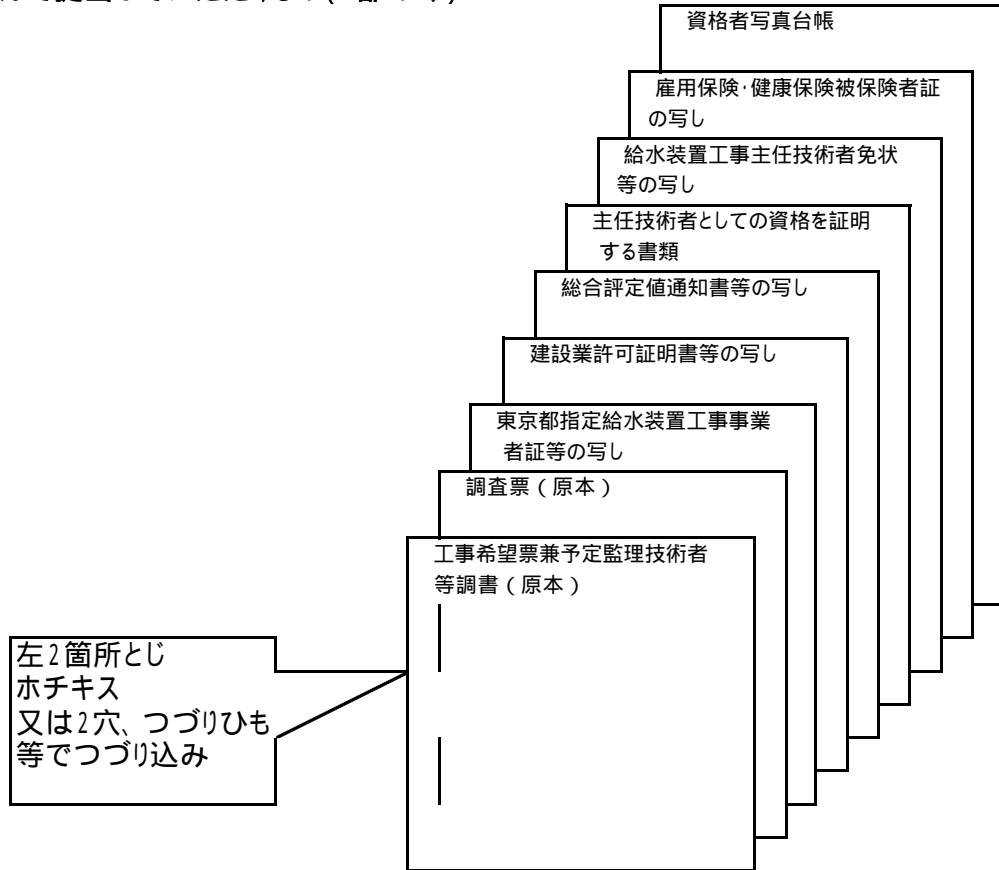
上記について虚偽の申請を行った方は指名停止・入札参加禁止等の処分の対象となります。

※ 詳細は東京都財務局のホームページに記載されている

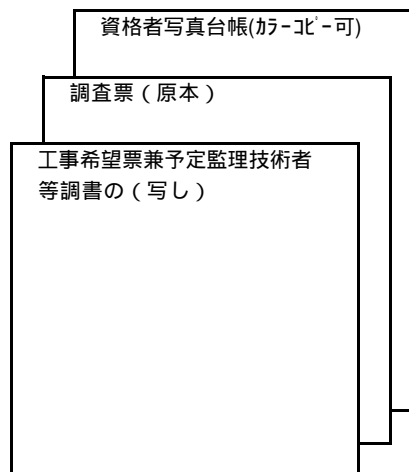
「平成19・20年度 東京都建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引き」第2部、
《「関係する会社」の基準について》(P.28)をごらんください。

提出書類の綴じ方及び履行区域

1 とじ込んで提出していただくもの(1部のみ)



2 とじ込まずに提出していただくもの



履行区域

多摩ニュータウン区域内とする。ただし、当局担当者の指示のある場合は、隣接区域も履行とする。